

会 議 録

会議名	第5回木更津市宿泊税検討委員会		
開催日	令和8年6月26日(金)	場所	木更津市役所駅前庁舎 8階 防災室・会議室
時 間	14時00 分～15時00分		
出席者 (敬称略)	委員 五十嵐潤子 神谷啓子 佐伯浩一 葛丈夫 星野一芳 満間信樹 吉本弘示 市側 茅野財務部次長 鶴岡経済部次長 清水観光振興課長 重田諸税係長 河名観光振興係長 渡邊アドバイザー 谷川主任主事		
議 題	(1)木更津市宿泊税検討委員会報告書(案)について		
公開・非 公開の別	公 開	非公開理由	—
傍聴人	1人		
概 要	下記のとおり		

(概要)

議題

議題(1) 木更津市宿泊税検討委員会報告書(案)について

○五十嵐委員長

本日の出席委員は私を含めて7名であり、附属機関設置条例第6条第2項の規定により本委員会は成立します。それではこれより議事に入ります。

では、議題(1)について、事務局から説明をお願いします。

○谷川主任主事

まず答申書の案をご覧ください。1の「市独自宿泊税の導入について」を「市独自宿泊税導入の必要性について」に訂正いたします。内容は、本市の観光振興を持続的に推進するために必要な施策について検討した結果千葉県から配分される交付金額では財源に不足が見込まれることから、市独自宿泊税を導入することが適当であるとし、2の市独自宿泊税の税額について、1人1泊50円程度とすることが適当であるとしています。3の付帯意見で、導入にあたっては(1)宿泊事業者の事務負担軽減、(2)宿泊税の使途の見える化、(3)導入後の効果検証と適切な見直し、これらの点に留意することとし、4のその他で本検討委員会における検討経緯や審議の内容等については「木更津市宿泊税検討委員会報告書」のとおり、としております。

続いて木更津市宿泊税検討委員会報告書(案)をご説明いたします。

1ページをお開きください。「第1 はじめに」でございます。

本市は東京湾アクアラインをはじめとする良好な交通アクセスを背景に、大型商業施設、潮干狩り場、各種レジャー施設など、豊かな観光資源に恵まれ、年間を通じて多くの来訪者を迎えております。

一方で観光を取り巻く環境の変化に伴い、「観光情報の発信力強化」「観光施設間の周遊性の向上」「二次交通など目的地までの移動利便性の改善」といった多くの課題にも直面しております。

これらに対応し、来訪者の満足度向上と将来にわたる持続可能な観光地づくりを両立させるためには、施策を支える安定的かつ継続的な財源の確保が必要となっています。

こうした中、千葉県では宿泊・観光産業の人材不足対応やインバウンド誘客などを目的に、独自の宿泊税導入に向けた検討が進められており、市町村が独自に上乗せ課税できる方針が示されました。

このような状況を踏まえ、昨年5月に本検討委員会を組織し、委員の皆様により専門的かつ多角的な視点から本市における宿泊税導入の可否、制度設計、そして税収の使途についての検討をお願いし、このように報告書として取りまとめたものでございます。

2ページをご覧ください。「第2 木更津市の状況」でございます。

この章に記載されている内容の多くは、これまでの委員会で資料として共有させていただいたものが中心となりますので、要点を絞って内容をご説明いたします。

まず「人口構造の推移」についてですが、現在本市の人口は緩やかな増加傾向にあるものの、令和12年を境に減少に転じることが見込まれています。特に生産年齢人口の減少と高齢化が進むことで、将来的な市税収入の落ち込みや社会保障費の増加が予想されます。

3ページ以降の「産業・交通」では、農林漁業の経営体数が減少する一方、商業分野での商店数や従事者数は増加傾向にあります。

また交通面では高速バスの乗降客数がコロナ禍を経て回復傾向にあり、東京湾アクアラインの通行量も、通行料引き下げやロードプライシングの社会実験などにより全体として高い水準を維持しています。

5ページからは「観光の状況」をまとめております。

6ページをご覧ください。資料下段はホテルの施設数や客室数をまとめた表になりますが、第1回宿泊税検討委員会でお示ししたものから一部修正をしております。委員会では「ホテル営業」「旅館・ホテル営業」「旅館営業」「簡易宿所営業」と4つに分類しておりましたが、ホテルと旅館が複数の区分に存在していることから「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」の2つの分類に変更しております。

8ページは「観光入込客数と宿泊者数の分析」でございます。

本市の観光入込客数に占める宿泊者の割合はわずか4.0%にとどまっており、千葉県全体の平均値である16.5%と比較しても圧倒的に日帰りが多い、いわゆる「通過型・日帰り型観光」という特性が明確になっています。第3回宿泊税検討委員会でお示した時点では速報値としておりましたが、その後数値が確定いたしましたので、表記を確定値に変更しております。

10ページ以降は、「本市の財政の状況」でございます。

12ページをお開きください。②の経常収支比率は90%前半で推移しており、財政の弾力性が高いとはいえないこと、⑤財政調整基金では、令和8年度以降は駅前新庁舎や吾妻公園文化芸術施設などの大型公共施設の整備が集中し、投資的経費がこれまで以上に増加することを記載しております。

次に、15ページをご覧ください。「第3 宿泊税の導入の検討について」でございます。

まず「財源の検討」です。新たな財源確保の必要性として、1点目、観光客の増加に伴う様々な「行政需要への対応コスト」の増加、2点目、高齢化に伴う社会保障費など「義務的経費の増加」による歳出の増加、3点目、生産年齢人口の減少やふるさと納税の流出等による「収入の減少」を挙げ、これらの要因により新たな財源が必要であると整理しております。

続きまして下段、「宿泊税について」です。宿泊税は地方税法第731条に規定する「法定外目的税」の1つであり、条例に基づいて自治体が独自に税率やその使い道(使途)を定めることができるとされております。

16ページをご覧ください。「宿泊税の検討にあたり」法的な手続きと留意事項をまとめております。

法定外目的税を導入する際は、地方税法第731条第2項の規定により総務大臣に協議し、同意を得る必要があります。地方税法第733条では、「住民の負担が著しく過重となること」、「流通に重大な障害を与えること」、「国の経済施策に照らして適当でないこと」の3つの事由に該当しない限り、原則として同意されることとなっています。

また、17ページに抜粋し記載しております総務省の通知基準に基づき、税を手段とすることがふさわしいか、財政需要や客観的な必要性があるか、納税者や関係事業者への丁寧な事前説明、意見聴取が行われているか、などといった点に十分留意して検討を進める必要があることが示されております。

18ページをご覧ください。「第4 宿泊税の使途」でございます。

本市では使途の方向性を検討するに先立ち、昨年6月から7月にかけて市内の宿泊事業者および宿泊客を対象に「アンケート調査」を実施いたしました。回収数は事業者から14施設(回答率42%)、宿泊者から107サンプルとなっております。注目すべきは「使途イメージについての調査結果」です。事業者・宿泊者双方のアンケートにおいて、最も多かった回答が「快適で安心・安全な滞在環境づくり」で、ともに50%を占めました。次いで「目的地までの移動のしやすさ(二次交通の整備)」「観光情報の発信」「持続可能な観光まちづくり」が上位に挙がっており、事業者と宿泊客が、本市の観光に対して同じ問題意識と期待を持っていることがデータとして実証されました。19ページの(2)(3)にありますとおり、この調査結果は現状の課題と捉えている「観光資源の魅力・発信の弱さ」「回遊性・交通利便性の低さ」「観光人材の不足・インバウンド対応の遅れ」と合致するものです。これらを踏まえ、本市が目指す姿を「観光資源の磨き上げと来訪者の受入環境の整備を進め、宿泊者をはじめとする来訪者の満足度向上と観光振興の好循環を創出」と設定し、使途に関する基本方針を「多様な観光資源の魅力を高めるとともに、観光客の満足度の向上及び持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる」としております。

施策の大枠につきましては、20ページから21ページにかけて「3つの柱」として整理しております。

①宿泊者向け施策(体験価値・満足度の最大化)。宿泊者へ電子地域通貨「アクアコイン」のデジタルクーポン等の発行をするなどの金銭的インセンティブや、新たな交通インフラの構築による滞在時間の延長、利便性向上を目的とした多言語デジタルガイドの整備などが含まれます。

②宿泊事業者向け施策(稼ぐ力の強化)。「選ばれる宿」となるため、宿泊施設の安全対策、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン導入、インバウンド受入環境整備などの改修費用を客室数等に応じて直接支援する事業を想定しています。

③総合施策・マーケティング(集客・ブランド構築)。DMO(観光地域づくり法人)への運営支援を最重点とし、効果的なPR、MICE(国際会議や研修等)の誘致、サイクルツーリズムの推進などにより「選ばれ続けるまち」を目指します。

21ページ中段(5)をご覧ください。これら3つの施策への「予算配分の考え方」ですが、単に環境を整えるだけでなく確実な集客(マーケティング)を行って観光振興の好循環を生み出すため、「宿泊者向け 30% : 事業者向け 30% : 総合施策・マーケティング 40%」という割合で配分することが適切であると整理しております。

22ページをご覧ください。「第5 千葉県の宿泊税」についてご説明いたします。

千葉県は「1人1泊につき150円」の「一律定額制」を導入する方針で、独自に宿泊税を検討する市町村は千葉県の一律150円に市町村分を上乗せする方式を採用できる、としています。

課税客体は旅館業法に規定する施設、民泊施設、特区民泊で、教育旅行や部活動に伴う宿泊などは課税免除となる設計です。また、事業者にかかる徴収事務への配慮として、期限内に納入された税額の数%を「特別徴収義務者報奨金」として交付する仕組みや、5年目途の制度見直し条項が盛り込まれる予定となっています。

23ページには千葉県がこの税収を活用して取り組む観光振興施策の方向性を取りまとめております。この観光振興施策については第1回宿泊税検討委員会でもお示していますが、千葉県から事業の具体化に向けて整理が行われたことが示されましたので修正しております。

千葉県が取り組むべき観光振興施策の事業規模は約45億円とされており、そのうち約14.5億円を観光・宿泊事業者への支援、約15億円を市町村域をまたがる観光地づくり・県内観光地の全体的な底上げ、約14億円を市町村交付金に活用する方針が示されました。

県全体の事業規模のうち、一部は「市町村交付金」として本市にも配分される見込みですが、これは広域的なマーケティングや近隣市町村との連携事業などに充てられる性質のものでございます。

24ページをご覧ください。「第6 宿泊税の課税要件」でございます。

ここが本市の具体的な制度設計となります。(1)基本方針にありますとおり、本市が宿泊税を導入すると事業者は「千葉県分」と「木更津市分」を同時に徴収することになります。したがって事務負担を最大限軽減するため、課税客体、納税義務者、免税点や課税免除の範囲、徴収方法(事業者による特別徴収)等は「千葉県の宿泊税制度と同様の制度とすること」を基本方針としております。

「市の税率」について24ページ中段、②税率の欄をご覧ください。先ほど申し上げた「3つの柱」に基づき、本市に今本当に必要な観光振興施策の費用を具体的に積み上げたところ、宿泊者向け施策 2,750 万円、宿泊

事業者向け施策 2,800 万円、総合施策・マーケティング 3,350 万円 となり、必要額の総額は年間 8,900 万円と算出されました。

この財政需要を満たすため、本市の年間宿泊数から計算し、「木更津市宿泊税の税率は 1 人 1 泊につき 50 円の一律定額制が妥当である」と整理しております。

これにより、県の 150 円に市の 50 円を上乗せし、宿泊者からは総額 200 円をいただくという形になります。

次に、25 ページ中段(3)の「入湯税との関係について」でございます。

既存の観光財源である「入湯税(法定目的税)」が既に課されている宿泊に対して、さらに宿泊税を課することが「二重課税」に当たらないかという点について、法的な検証を行いました。整理した結果、入湯税は「鉱泉浴場(温泉)の利用」という行為に対して課され、環境衛生施設や消防施設の整備等に充てられるものであるのに対し、宿泊税は「宿泊という行為そのもの」に対して課され、観光振興や受入環境整備に充てられるものです。このように、両者は「課税の対象(客体)」も「税の目的」も明確に異なるため二重課税には当たらない、という見解で整理をさせていただきました。

最後に、26 ページ「第 7 検討のおわりに」で検討内容を総括しております。

1では「市独自宿泊税導入の必要性について」まとめております。木更津市の現状の課題は、(1)観光資源の魅力や発信力の弱さ、(2)回遊性や交通の利便性の不十分さ、(3)観光人材の不足やインバウンド対応の遅れなどがあり、これらの課題を克服し観光資源の磨き上げと受入環境の整備を進め、宿泊者をはじめとする来訪者の満足度観光振興の好循環を創出する必要があります。

具体的な施策は(1)宿泊者向け施策(体験価値・満足度の最大化⇒また来たい)、(2)宿泊事業者向け施策(稼ぐ力の強化⇒選ばれる宿となるための支援)、(3)総合施策・マーケティング(集客とブランド構築⇒選ばれる続けるまちへ)などであり、将来的に継続する観光資源の維持や環境負荷への対応といった一定の特化した行政コストに対応するため、使途を観光振興に限定できる財源である宿泊税の導入が妥当と考えます。

千葉県が宿泊税を導入することから、木更津市の宿泊税を上乗せ課税することとし基本的な考え方は、(1)宿泊税の税額は、現在の木更津市の観光振興の課題を解決するために必要な施策の積み上げから算出した 50 円程度とするのが妥当である。(2)宿泊税は税收減の補填ではなく、来訪者の満足度と観光振興の好循環を創出するための施策に充当する。としております。

次に「2 答申書付帯意見に係る補足」として、委員会でいただいた主な意見について、(1)PMS(ホテル管理システム)の改修費の補助、(2)宿泊税の徴収に伴う徴収手数料の補助、(3)宿泊税の制度について宿泊者に簡単に説明できるようなツール、といった形で本報告書において補足説明を加えております。

事務局からの答申書(案)報告書(案)に関する説明は以上でございます。

○五十嵐委員長

事務局からのこれまでの説明を踏まえまして、ご意見ございましたら、委員の皆様お願いいたします。

○佐伯委員

報告書案の26ページ、答申書付帯意見に係る補足という3つの記述、これは答申書案3番の付帯意見の補足をしたものだと思いますが、全て答申書案3(1)の宿泊事業者の事務負担軽減に関する補足となっています。これまで委員会で様々な意見が出ていますので、(2)(3)についてももしっかり補足をしていただきたいと思います。

○五十嵐委員長

答申書3付帯意見について、(1)の部分は報告書に記載があるが、(2)(3)については記載がないのでは、というご指摘と受け止めました。これについて事務局いかがですか。

○河名観光振興係長

ご指摘のとおり(2)(3)についての記載がありませんので、報告書に追記をしてわかりやすい内容になるよう修正いたします。

○満間委員

効果検証、適切な見直しについては別委員会でやるという話ですが、全部委員会に丸投げするのか、また千葉県が5年を目途に見直すというのとは全く違う話だと思います。

委員会の中で、何年後にこういった形で見直す、あるいはサンセット条項を入れる、そんな話はしていないと思いますので、そういった内容を記載するのであればコンセンサスを取る必要はあると思います。

○五十嵐委員長

答申書3付帯意見(3)導入後の効果検証と適切な見直し、こちらについては委員会に丸投げするような印象を受けるが、一方で千葉県は5年に1度見直すとしている。これが違うということと、どんな内容をどんな理由で見直すのかといったところのコンセンサスを取っておくべきという意見ですね。事務局いかがですか。

○清水観光振興課長

確かに答申書には「適切な見直し」と一言で書いてしまっており、どう理解するか受け手にとって難しくなっていると感じています。また委員会に丸投げする想定はしていませんが、どんな頻度や観点でどんなポイントを見ていくのか整理したものを次回、委員の皆様にご確認いただき、最終的な方針を整理したいと思います。

○満間委員

期間と項目をたたきとしていただければ、委員の皆さんも判断しやすいと思います。

○五十嵐委員長

見直しのタイミングとターム、そして基準。次回の委員会でもありましたが、そのまま答申するということができますか。

○満間委員

委員の皆さんのコンセンサスが取れていない内容の答申はできないと思うので、次回までの間にメールなどで皆さんの意見を伺ってまとめれば良いのでは。

○五十嵐委員長

皆さんに内容のご了解をいただくというプロセスを、現状次回の予定をしている7月17日までの間にメールのやり取りなどで行っていただく、というご提案と理解しました。事務局いかがですか。

○清水観光振興課長

期間、項目を中心に整理したものを、会議またはメール等こういった形で確認いただくか検討してお示いたします。

○五十嵐委員長

見直しのタイミングや基準について、委員に具体的な考えはありますか。

○満間委員

期間は3～5年、基準としては、観光予算の不足が導入の理由となっているので予算の過不足などから上げる、下げるなども含めてどう判断するのかをあらかじめ決めておいた方が良いと思います。

○五十嵐委員長

先般の報道によりますと、千葉県は令和10年9月の導入を想定しているとの知事のお話でしたので、そこから3～5年後と仮定すると令和13～15年くらいの見直しというイメージですね。

基準としては予算、税収とやりたいこととの兼ね合いがアンバランスになってきた場合などというお話ですね。

私の案としては、もう一つの項目として30:30:40の配分バランス自体に無理が出てきた時に、このバランスを考え直してもいいのかなと考えています。

タイミングとしては、AIの進化などによってやれること、やるべきことがどんどん変わっていきますし、社会環境も、特にインバウンド環境や国民の人口減少などの状況からの観光需要の変化も激しいと見ておりますので、短い方がいいと思っています。

それを考えるのが観光振興計画推進委員会でいいのか、というところは事務局の判断でいいかと思います。

○渡邊アドバイザー

一つ提案させていただきます。答申書3(3)は内容が混在してしまっているので、(3)は毎年の効果検証などの見直しのイメージとして記載し、(4)を追加し、こちらに千葉県でいう5年ごとの見直しを記載するという整理の仕方はいかがでしょうか。

○満間委員

(3)は使途や効果、また委員長が提案された配分バランスなどの見直しで、(4)は50円の上乗せ自体の見直しということですね。わかりました。

○五十嵐委員長

そうすると(3)についてはもう少し具体的な表現にすることはできますか。

○渡邊アドバイザー

そのように検討します。

○五十嵐委員長

それに(4)が追加されるということですね。わかりました。

○満間委員

(3)についてはどこで見直すというのがわかるような記載をした方が良いと思います。

○五十嵐委員長

(4)については千葉県と足並みをそろえて5年に1度という記載がされるという認識でよろしいですか。

○渡邊アドバイザー

千葉県が条例施行後5年を目途に制度の見直しを行う見込みですので、そのような形が良いと考えます。

○五十嵐委員長

それでは、答申書および報告書の案につきましては事務局で再修正したものを第6回開催日以前のタイミングで各委員にお示ししていただいた上で、修正後の答申書、報告書の案で第6回の委員会を迎えるということによろしいでしょうか。

○清水観光振興課長

はい。

○葛委員

20ページ、26ページに必要とされる施策が記載されていますが、長く滞在してもらうには地域全体の統一的な魅力づくりが大切だと思います。

我々CCBの場合、MICE参加者の地域回遊性を支えるモビリティが鍵になると思っています。公共機関のみならずオンデマンドバスやレンタカー・サイクル等を含めた多様な移動手段の情報をシームレスに提供できるようにすることによって従来の交通機関で行けなかった場所にも足を運ぶことが可能となりますので、うまく宿泊税を活用し記載された事業を適切に行っていただきたいと思っています。

○五十嵐委員長

活用の仕方への期待という理解でよろしいでしょうか。ありがとうございます。他に意見等ございますか。

○神谷委員

26ページで宿泊税の税額について、50円程度とするのが「妥当」である、という記載をされていますが、答申書の方には「適当」である、という記載がされています。同じ意味合の記載かと思いますので、どちらかに統一した表現の方がいいと感じました。

○五十嵐委員長

ただいまの意見について、事務局いかがですか。

○河名観光振興係長

報告書に合わせて「妥当」という表記にしたいと思います。

○吉本委員

葛委員から回遊性のお話がありました。我々の宿泊施設は186室、年間約7万人のお客様がいらっしゃいますが、そのうち8割強が観光ではなくビジネスのお客様で、ホテルだけで宿泊が完結するものではなく、木更津駅周辺まで回遊していただきたいという思いがあります。その点で交通機関ももちろんですが、提携できる飲食店の強化などもぜひ考えていただきたいと思います。

○五十嵐委員長

盲点になりやすいポイントだと思います。ビジネスの方にもあえて木更津を選んで宿泊していただくということも推進していく必要があると思いますので、そこを見逃さないような施策を期待したいというご意見ですね。ありがとうございます。他にはご意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の委員の皆様の見解を踏まえて必要な修正を加えた答申書・報告書の案を改めて事務局から提示いただきたいと思います。そして必要があればメール等のやりとりで委員の皆様にもご協力をお願い申し上げます。

それでは以上で、本日予定された議題が終了いたしましたので、議長の任を解かせていただきます。

第5回木更津市宿泊税検討委員会の内容について、上記のとおり確認します。

令和 8 年 7 月 17 日

木更津市宿泊税検討委員会 委員長

五十嵐 潤子